平成24年第2回 京丹波町議会臨時会

会 議 録

京丹波町議会

## 平成24年第2回京丹波町議会臨時会

平成24年4月27日(金)

開会 午前9時00分

## 1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 承認第 1号 専決処分を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 承認第 2号 専決処分を求めることについて 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第45号 京丹波町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第46号 土地の取得について
- 第 8 議案第47号 土地の取得について

## 2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

# 3 出席議員(16人)

- 1番 小田耕治君
- 2番 篠塚信太郎 君
- 3番 村山良夫君
- 4番 梅原好範君
- 5番 横山 勲君
- 6番 山田 均君
- 7番 東 まさ子 君
- 8番 岩田恵一君
- 9番 松 村 篤 郎 君
- 10番 坂 本 美智代 君

- 11番 西山和樹 君 田 12番 寿賀美 君 原 13番 北 尾 潤 君 14番 田 幸子君 森 15番 内 武 夫 君 Щ 16番 野 久 之 君
- 4 欠席議員(0人)
- 5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者 (9人)

町 長 寺 尾 豊 爾君 副 町 長 畠 中 源 君 参 事 岩 崎 弘 君 参 事 野 間 広 和君 総 課長 伴 田 邦 雄君 務 税 務 課長 堂 本 光 浩 君 住 民 課長 下伊豆 かおり 君 医療政策課長 藤 田 正則君 土木建築課長 十 倉 隆英 君

6 出席事務局職員(2人)

 議会事務局長
 長澤

 書
 記
 上西貴幸

## 開議 午前9時

○議長(野口久之君) 皆さんおはようございます。

本日はご参集いただき、大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成24年第2回京丹波町議会臨時会を開会いたします。 直ちに、本日の会議を開きます。

#### 《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長(野口久之君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、7番議員・東まさ子君、8番議員・ 岩田恵一君を指名いたします。

#### 《日程第2、会期の決定》

○議長(野口久之君) 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 異議なしと認めます。

よって本臨時会の会期は、本日1日限りと決しました。

#### 《日程第3、諸般の報告》

○議長(野口久之君) 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長から提出されています案件は、承認第1号他4件です。

提案説明のため、寺尾町長ほか関係者の出席を求めました。

4月25日に、議会運営委員会が開催され、本臨時会の運営について協議されました。

1月31日には、福祉厚生常任委員会が開催され、所管の調査研究及び現地踏査が実施されました。

議会広報特別委員会には、議会だより第30号を発行いただきました。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正 する条例の制定について~日程第8 議案第47号 土地の取得について》

○議長(野口久之君) 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第8 議案第47号 土地の取得についてを一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長(寺尾豊爾君) 皆さんおはようございます。すがすがしい新緑の朝を迎えました本日ここに平成24年第2回京丹波町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただきましたこと誠にありがとうございます。

それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

承認第1号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律の施行に伴い、本町税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いしております。土地に係る固定資産税の負担調整措置を3年延長しつつ住宅用地に係る据置特例については、経過措置を講じた上で平成26年度に廃止するなどの所要の改正を行うものであります。

承認第2号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律の施行に伴い、本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので議会の承認をお願いしております。東日本大震災により、減失した家屋の敷地用土地の譲渡所得課税の特例期限の延長に伴う所要の改正を行うものであります。

議案第45号 京丹波町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、医師の採用に伴う赴任に関する旅費を支給するための改正を行うものであります。

議案第46号 土地の取得につきましては、国道用地先行取得事業用地として、京丹波町曽根深シノ52番21外3筆、6,226平方メートルについて、南丹・京丹波地区土地開発公社から2億6,074万9,680円で取得しようとするものであります。

議案第47号 土地の取得につきましては、大倉ヒヨ谷開発事業用地として、京丹波町大倉道ノ西5番外126筆、7万3,726平方メートルについて、南丹・京丹波地区土地開発公社から1億5,572万3,528円で取得しようとするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきま

すようお願い申し上げます。

- ○税務課長(堂本光浩君) それでは失礼をいたします。承認第1号 京丹波町税条例の一部を 改正する条例の専決処分を求めることにつきまして、その補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、ただ今町長からございましたとおり、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律等が本年4月付け施行されたことに伴いまして、その関連する部分につきまして京丹波町税条例の一部を改正する条例の専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、改正の内容につきまして新旧対照表によりましてご説明を申しあげたいと存じます。

まず、町民税の申告 第36条の2につきましては、条文の中ほど「寡婦(寡夫)の控除額」を削除させていただいております。給与所得なり公的年金等以外の所得を有しない方につきまして、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に寡婦(寡夫)控除の有無を明記する欄が設けられたことによりまして、寡婦(寡夫)控除の住民税の申告が不要となるというものでございます。なお、本改正のみ平成26年度以降の町民税について適用するということとされております。

それから、1ページの下段から2ページにかけまして、第54条及び附則第10条の2に関しましては、上位法の条項削除によりまして関係部分の整理をさせていただいております。

続きまして、3ページ附則第11条の2の改正につきましては、土地の価格の特例について 見出し及び条文中の適用年度を平成26年度までに改正をさせていただいております。これに つきましては、固定資産税の賦課期日を毎年1月1日としておりますけれども、経過措置とい たしまして7月1日現在において地下の下落があり、価格を据え置くことが適当でないと認め る場合については価格を修正して次年度の評価をすることとなっております。これに基づきま して、平成25年度及び平成26年度につきましても下落修正できるよう適用年度の改正をさ せていただいたものでございます。

3ページの中ほどから下のあたりですけれども、附則第12条の宅地等に対して課する各年度分の固定資産税の特例の改正内容につきましては、主に固定資産税等についての負担調整措置を、原則として現行の仕組みを平成26年度まで3年延長するものでございます。

第1項及び4ページの中ほどより下、第3項で宅地等の課税標準額の負担調整措置の適用年度を平成21年度から平成23年度までを、平成24年度から平成26年度までに改正をさせ

ていただいております。

4ページの第2項につきましては、住宅用地に関する文言の削除、4ページの旧条例の下段からの第4項につきましても全文削除させていただいております。これは、土地評価額と課税標準額の適正化の観点から、住宅用地に係る据置特例を経過的な措置を講じた上で平成26年度に廃止するというものでございます。住宅用地に係る据置特例につきましては、新評価額に対する前年度課税標準額の割合である負担水準を80パーセントにするという当初の目的が達成されたとの見解にたちまして、土地の正当な評価額に近づけていこうというものでございます。今回の改正では、納税者の負担に配慮いたしまして平成24年度及び平成25年度で経過措置を設け、その割合を90パーセントに、平成26年度で100パーセントに近づけていくというものでございます。

5ページから6ページにかけまして、新条例の第4項及び第5項につきましては、商業地等 に係る課税標準額の負担調整措置の適用年度を平成26年度まで延長させていただきますのと、 旧条例の第4項を削ったことによりまして、それぞれ繰り上げをさせていただいております。

6ページの第13条につきましても、農地に対する各年度分の固定資産税の特例を平成26 年度まで継続をさせていただくものでございます。

6ページ下段、附則第15条 特別土地保有税の課税の特例につきましては、附則第12条 で項を削ったことによる規定項の繰り上げと適用年度の改正でございます。

7ページの中ほどから8ページにかけまして、附則第21条の2につきましては、幼稚園、図書館又は博物館を設置する特例民放法人から移行しました一定の一般社団法人、又は一般財団法人に係る固定資産税の非課税措置が追加されたことに伴いまして、その必要な手続きについての条項の挿入をさせていただいたものでございます。

8ページの中ほどからの附則第22条の2につきましては、新たに追加をさせていただくものでございます。東日本大震災により被災した居住用財産の敷地に係る譲渡所得の特例期限につきまして、震災があった日を基準に3年から7年に延長し、被災者の負担軽減を図るものでございます。

9ページから10ページにかけまして、附則第23条第1項につきましては、上位法の条項繰り下げによる改正、同条第2項は、東日本大震災により滅失とされる家屋の所有者が住宅の再取得をされた場合にも住宅借入金等特別控除の対象とするものであります。

以上、承認第1号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の専決処分を求めることにつきまして、補足説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長(野口久之君) 下伊豆住民課長。

○住民課長(下伊豆かおり君) 続きまして承認第2号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を 改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして補足説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、先ほどの税条例と同様に地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が去る3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴いまして、本町の国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから専決処分をさせていただいたものでございます。改正内容といたしましては、国保税の所得割の算定基礎となります譲渡所得の特別控除に係る規定においての読み替えを定めるものでございます。

具体的な内容につきましては、新旧対照表をお願いいたします。

附則の第18項、第19項を繰り下げ、新たに第17項を設けることといたしております。 まず、国保税の所得割の算定基礎となります長期譲渡所得につきましては、本条例の附則第 6項において、租税特別措置法第36条に基づき長期譲渡所得に特別控除額がある場合には、 控除後の額を総所得に含めることとなっております。

また、東日本大震災で被災された方への措置として、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律、いわゆる震災特例法によって東日本大震災によって滅失した家屋の敷地用土地を譲渡した場合には、一定の要件の元、その譲渡所得に係る特別控除など課税の特例措置が設けられているとともに、その対象となる譲渡期限が3年から7年に延長されたところでございます。

今回設ける第17項では、地方税法附則第44条の2第3項の規定によりまして、条例附則第6項における読み替えを定めるもので、東日本大震災によって滅失した家屋の敷地用土地を災害発生から7年以内に譲渡した場合、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定に適用される譲渡所得についても、特別控除額を控除した後の額を国保における総所得金額に算定するということになりまして、この特別控除も含め、二つ以上の特別控除がある場合には、限度額が租税特別措置法第36条により5,00万円となる読み替えを規定するものでございます。

現在のところ、本町の被保険者の中には対象者はいらっしゃらないと見込んでおります。 以上、簡単ですが補足説明とさせていただきます。ご承認賜りますようよろしくお願いいた します。

- ○議長(野口久之君) 伴田総務課長。
- ○総務課長(伴田邦雄君) それでは、議案第45号 京丹波町職員の旅費に関する条例の一部 を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げたいと思います。

内容といたしましては、町長の提案理由説明のとおりでございますが、医師の採用に伴う赴

任に係る旅費を支給するための改正を行うというものでございまして、具体的には赴任に係ります移転料と着後手当を定めるというものでございます。なお、移転料につきましては、いわゆる引越しの費用でございまして、着後手当と申しますのは、新居住地に到着後の諸雑費でございまして、医師の受け入れに係る条件整備を南丹病院を始めといたしまして、京丹後市病院などの府下の公立病院の規定にならって制度化を図るといったものでございます。

それでは、新旧対照表のほうでご説明を申し上げたいと思います。

左側が改正後ということでございますが、まず第2条の定義でございますけれども、今回、 赴任の定義を定めております。これまで赴任に関しましては規定がございませんでしたけれど も、今回の医師の採用に係わりまして赴任に係る移転料と着後手当を定めるために、まずは赴 任についての定義を追加したというものでございまして、赴任とは新たに採用された職員がそ の採用に伴う移転のため住所又は居所から在勤地に旅行することをいうということとしており ます。

次に第3条の旅費の支給の規定でございますが、下線の部分でございますけれども「出張し、 又は赴任した場合」というのを挿入しておりますのと、2行目のただし書きの規定を加えてお りまして、赴任に係る旅費、つまり移転料と着後手当の支給につきましては、医師の職にある 者に限定をしておるということと、町長が適当と認めた場合に限るということとしております。

これにつきましては、赴任については例えば国家公務員でありますとか京都府などでは一般 事務職にも適用されておるわけでございますが、本町におきましては、新たに採用した医師に 限るということとし、かつ適当と認めた場合ということでございまして、住居の移転が赴任に 伴う場合に支給すると、そういう規定でございます。

次のページでございますが、第6条におきまして普通旅費の種類といたしまして、移転料と 着後手当を追加し、第9項におきまして移転料の支給方法は距離当たりの定額、それから第1 0項におきまして着後手当の支給方法は定額と定めております。

次のページでございますが、第18条におきまして移転料の額につきましては後ほど別表のほうでご確認をいただきたいと思いますけれども、第1号で扶養親族も一緒に移転する場合、同行する場合でございますが、距離に応じまして別表第2に定める額ということにしておりまして、第2号では扶養親族を移転しない場合、単身での赴任という場合につきましては、2分の1とするということでございます。

それから第3号では、1年以内に扶養親族を移転する場合ということで、本人さんと扶養親族さんが時間差で移転されてきたという場合については、その扶養親族に対しまして2分の1を支給するということでございます。

そして第2項では、特別の事情のある場合は第3号の期間が延長できるということで、1年 以内と定めておる期間を延長できるという場合を規定しておるということでございます。

それから第19条でございますが、着後手当の額ということでございまして、別表第1の目当定額ということになっておるんですが、これにつきましては変更ございませんので今回の改正分には載っておりませんが、日当定額は2,000円ということでございます。これの5日分、それから宿泊料につきましても既定の額でございますが9,800円でございますけれども、これの5夜分ということになっておるところでございますが、実際の運用にあたりましては国の運用方針にならいまして、職員が在勤地に到着後、直ちに住宅に入るという場合には日当定額の2日分、それから宿泊料の2夜分ということとしております。

また、移動距離に関しましても、鉄道が50キロメートル未満の場合は日当定額の3日分、 宿泊料の3夜分、また50キロメートル以上100キロメートル未満の場合は、同じく4日分 と4夜分ということで、状況に応じて調整をして支給するということとしておりまして、この 調整部分につきましては、別途施行規則で定めるということにしておるところでございます。

なお、移転料の額を定めました別表第2でございますけれども、これにつきましては、最後のページに掲載のとおりということでございますので、ご確認のほうよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それからこの条例の適用でございますけれども、本日お認めをいただけましたら本年4月1日からの適用とすることでお願いをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、補足説明とさせていただきます。

次に議案第46号の土地の取得について、補足説明を申し上げさせていただきます。

議案第46号で買い戻しをお願いしておりますのは、国道用地先行取得事業用地といたしまして、南丹・京丹波地区土地開発公社により先行取得しておりました曽根地内の土地6,226平方メートルでございまして、2億6,074万9,680円で取得をしようとするものでございます。資料を本日お配りさせていただいておりますので、資料によりましてご説明を申し上げたいと思います。

まず場所でございますけれども、議案第46号につきましては、上側の写真の方でございます。赤く表示しております部分がその該当地でございまして、大きくはひかり小学校の南側ということで、府道桧山須知線から南側へ約200メートル入ったところでございます。

なお、左側に青く表示しておりますのは今回の議案とは別の事業分でございますが、また議 決を要さないものということでございますけれども、平成24年度の当初予算で説明をさせて いただきました、まちづくり推進事業用地取得事業分の内の3筆分でございます。今回同時に 土地開発公社から買い戻しを実施いたしますので、参考として表示させていただいております。 それでは議案分の土地取得につきましてでございますが、これまでの経過でございますけれ ども、当該土地につきましては、旧丹波町時の平成5年に国道9号の拡幅工事、いわゆる4車 線化に係わりまして、代替地が必要となったということから土地開発公社により先行取得をし たものでございますが、この代替地を希望していた事業者が最終段階に至りまして事業継続を 断念されたということがございまして、買い戻しができずに今日に至っていたというものでご ざいます。取得価格でございますけれども、資料の上の表にお示しをしておりますとおり、用 地費が9,678万6,444円。利子につきましては、二段書きにしておりますけれども、 合計で1億6,396万3,236円ということでございまして、利子分が大きくなっておる ところでございます。この理由でございますけれども、この国道用地先行取得事業につきまし ては、昭和60年度からの事業ということでございまして、今回買い戻す土地だけではなく、 これまでに国道9号の拡幅用地として処分をした土地が多くあるということで、平成元年から 平成9年度までに今回買い戻す土地以外の土地を買い戻しをして処分をされてきたというとこ ろでございますが、その際に、元金分については全額返済をしておるわけでございますが、利 子分につきましては、一部分のみの返済ということになっておったところでございまして、そ の部分が二段書きの下の事業清算分という形で表示をさせていただいておりますけれども、今 回、国道用地先行取得事業の残地の整理ということで事業全体の債務を清算するということで 考えておるところでございます。ご理解を賜りますようによろしくお願いを申し上げたいと思

それから次に議案第47号でございます。議案第47号で買い戻しを予定しておりますのは 大倉ヒヨ谷の開発事業用地ということでございまして、同じく南丹・京丹波地区土地開発公社 により先行取得しておりました大倉地内の土地ということで、7万3,726平方メートルと いうことでございます。取得価格は1億5,572万3,528円でございます。こちらも資 料によりご説明を申し上げたいと思いますが、まず場所につきましては下の写真にございます とおり、わちエンジェルの北側でございまして、いわゆるヒヨ谷全体の広大な土地となってお るところでございます。

います。

経過といたしましては、旧和知町におきまして、平成3年に公表されました若者定住交流拠点施設整備計画まで遡るというわけでございますけれども、平成8年に8万7,532平方メートルの土地を先行取得したものでございますが、平成14年に河川改修の関係から一部買い戻しを行いまして、現在7万3,726平方メートルということになっているところでござい

ます。

また前後いたしますけれども、平成11年に残土処分場の設置を目的に隣地開発行為の協議が行われておりまして、昨年6月に国交省の残土処分が完了いたしまして、本年3月には周辺工事も完了したところでございます。

なお今後の土地利用につきましては、地元委員会との協議によりまして、現在検討中ということでございますが、財政の健全化の観点から今回買い戻しをさせていただきまして、今後の土地の有効活用を進めてまいりたいと考えているところでございます。取得価格でございますが、下の表にございますとおり用地費が1億4,018万8,379円、利子が1,553万5,149円という内訳となっておるところでございます。

以上、誠に簡単でございますけれども、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いを 申し上げます。

○議長(野口久之君) 以上、説明のとおりであります。

これより、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

東君。

- ○7番(東まさ子君) 4ページの固定資産税の特例ということで説明いただいたんですが、旧の条例では住宅用地について10分の8ということになっていたわけですけれども、平成24年度は10分の9になるという説明でありましたが、これは公示価格に対する評価額を旧でしたら10分の8にしているということですが、土地の評価が下落したりして10分の8を超えた場合には据え置きということになっていたと理解して、その10分の8以下の人たちも平成23年度については存在されていたのか。平成24年度は10分の9ということでありますので、私たちが払う宅地の固定資産税というのは公示価格の10分の9まで払っていくということで、平成26年には100パーセントということですので、公示価格そのものが課税標準額になるのか。もう少し詳しく教えて欲しいんですけれど。
- ○議長(野口久之君) 堂本税務課長。
- ○税務課長(堂本光浩君) 10分の8なり10分の9という数字に関しましては、前年度の価格に対する割合が10分の8なり10分の9ということで説明をさせていただいたと。それが負担水準というものでございます。それと10分の8未満の方、平成24年度に関しましては、今集計中でありますので把握はできておりませんけれども、平成23年度につきましては、2パーセント未満、約1.5パーセントの方が10分の8以下の方がいらっしゃったということであります。

- ○議長(野口久之君) 東君。
- ○7番(東まさ子君) 毎年土地の評価がされていて、公示価格が公表されておりまして、今度 平成24年度でしたらもうされたのですか。それに対して下落していたら負担水準が前年度と 比べたらアップしますね。今年の公示価格が下落していたら前年度と比べることになりますと、 負担水準が上がってくるわけですね。そうしたら、みんな10分の9になるということですか。 10分の9まで順番に上げていくということですか。10分の9の数字が条例に載っていると いうことは。下落しているということは、私たちの受け取り方としては固定資産税が下がると いうことですけれども、実際はそういうふうになってないということですので、その辺りの説 明をしていただけたら嬉しいと思っております。
- ○議長(野口久之君) 堂本税務課長。
- ○税務課長(堂本光浩君) 本来の固定資産税住宅用地に関しましては、評価額掛ける小規模住宅用地でありますと6分の1が200平米以下。200平米を超える部分については3分の1を掛けて新評価額として、それの1.5パーセントを掛けて、固定資産税とするということがまず前提にあります。それに関してある意味バブルの影響、土地の乱高下によって、いわば固定資産税がそれと同様に乱高下していってしまうということがありまして、それで負担水準というものが設けられて、前年度からあまり変わらないということで、いけるようになってきておったということであります。ここ数年におきましては、ある一定下落もおさまってきたということでありますので、本町につきましては、おおよそ2、3パーセントの下落と思っておるんですけれども、基本的に土地価格自体が安定をしてきておるということでありますので、一番最初に申しました住宅用地の特例措置であります6分の1とか3分の1を掛けた本則に応じた固定資産税とするという方向に持っていくというものでございます。
- ○議長(野口久之君) 山田君。
- ○6番(山田 均君) 私もお尋ねをしておきたいと思うんですけども、基本的には今もありましたけれども、固定資産税の評価額と公示価格を同じにしていくということで、いわゆる7割から8割、9割、平成26年には同一ということにしていくということなんですけれども、結局住民の負担の問題が一番どうなるかということだと思うんですが、土地の値打ちが下がっておってもこれまでの土地の評価というのは公示価格よりも低かったわけですので、同一になることによって当然負担が増えてくると思うんですけども、その辺については、具体的にどれくらいの方が対象になって、どれくらいの引き上げになるんだということがわかっておれば伺っておきたいと思います。
- ○議長(野口久之君) 堂本税務課長。

○税務課長(堂本光浩君) 基本的には100パーセントを超える部分もございます。今現在の数字を申し上げたらいいんですけれども、ただ今集計中で5月15日の納税通知書の発送に向けての準備中でございますので、あくまでも試算というところで、ご勘弁をいただきたいと思うんですけれども、この負担調整措置があることによりまして、一定80パーセントから90パーセントの方に関しまして、おおよその数字ということで全体の中で約53万円の上昇があるであろうというふうに見込んでおります。

しかしながら、今も申しました100パーセントを越える方もいらっしゃいます。その方に 関しましては、本則、いわゆる6分の1なり3分の1を掛けた数字をそのまま適用させていた だくということでありますので、それの影響がマイナス141万円ぐらいございます。それで、 町全体としてその部分だけで見ますと、逆に申しますと88万円の減というような試算をさせ ていただいたところであります。あくまでも上の方を下げる、下の方を上げるということで、 平準化させるということでありますので、基本的にはある意味公平な改正になっていくのでは ないかと考えております。以上でございます。

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○6番(山田 均君) ただ今提案になっております承認第1号 専決処分の承認を求めること について、反対の立場から討論を行います。

今回の改正で一番大きな影響を受けるのは固定資産税の負担調整措置を経年で廃止することであります。固定資産税の評価額は公示価格の2、3割程度とされておりましたが、多少の変動があってもあまり大きな問題とはなりませんでした。ところが、当時の自治省は1992年1月22日の通達で評価額を公示価格の7割まで一気に引き上げを行いました。利潤獲得や登記目的のために所有する大規模な土地と、勤労者の土地や建物とでは質的な違いがあります。こうした違いから生じる各税の性格、目的などを無視して統一登記などの影響を直接反映する地価公示価格を公的土地評価の基準として機械的に一元化をしたのです。固定資産税の急激な引き上げに国民の怒りが沸騰しました。そのために当時の自治省は国民の批判をかわすために、97年の評価替えの時に負担水準制度を導入させ、全体として激変緩和のための負担調整措置をこういう形で設けました。地価の下落を一定反映させますが、全体としては税収を確保するための仕組みとなっております。負担水準の60パーセントで線を引き、負担水準が60パーセント以上ならば税額は引き下げか据え置き、60パーセント以下ならば税負担を上げていく

ということにしたのであります。負担水準制度の仕組みそのものが地価が下落しても固定資産 税が引き上げられるようになっております。ですから1993年を100として2010年と 比較すると、地価公示価格の下落は44パーセントですが、税負担は35パーセント増加をし ているのであります。現在、土地に係る固定資産税の評価額は取引価格方式で算定され、居住 や零細事業者などの生業のための土地が、金融機関などが保有する土地と同じように取引価格 で評価され課税をされております。日本共産党はこの取引価格方式を改め、収益還元方式、銀 行やオフィスビルは高く、一般商店は低く、庶民の住宅用地は更に低くなうように使用目的に 応じて差を設ける方式にすべきと提案しております。収益還元方式が実現するまでに200平 米以下の住宅に係る固定資産税については、評価額の引き下げ負担を軽減すること、住み続け る限り納税の猶予をすることを提案しています。今回の専決処分の内容は、今年の評価替えと 合わせて92年1月21日の通達で評価額を公示価格の7割としたものを増額にしていくもの で、地価は下がっているのに固定資産税は引き上がることになります。今回の改正で引き上が る件数などはっきりわからない状況でありますが、利潤の獲得や登記目的のために所有する大 規模な土地と勤労者の土地や建物では質的な違いがありあます。こうした違いから生じる各税 の性格、目的などを無視して登記などの影響を直接反映する地価公示価格を公的土地評価の基 準に機械的に一元化することには反対であります。日本共産党は、現在土地に係る固定資産税 の評価額が取引価格方式で算定される方法の土地基本法を廃止、国民の立場から新法の制定が 必要というように考えております。当面は200平米以下の住宅に係る固定資産税については、 評価額を引き下げ、負担を軽減すること、住み続ける限り納税を猶予すべきと考えております。 こうした点を指摘して反対討論といたします。

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより承認第1号を採決します。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例 の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手多数であります。

よって承認第1号は原案のとおり承認されました。

○議長(野口久之君) 次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町国

民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより承認第2号を採決します。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町国民健康保険税条例の一部を 改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 举手)

- ○議長(野口久之君) 挙手全員であります。 よって承認第2号は原案のとおり承認されました。
- ○議長(野口久之君) 次に、議案第45号 京丹波町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

山田君。

○6番(山田 均君) 新旧対照表で1点はお尋ねをしておきたいと思うんですけども、今回第 2条で「住所又は居所から在勤地に旅行する」という文句になっているんですが、行政法では そういう言葉しか仕方がないのかも知れませんが、これまでの説明によると、新たに採用され た職員が元いたところから京丹波町へ来る場合に、移転に伴う費用を出すということなんで、 そういう形で旅行ということではなく、経費とか費用という形に文章はできないものなのか。 一般の人が見れば旅行になんでということになると思うんで、その辺の見解を伺っておきたい というのが1点でございます。

それから、今回4月1日から適用と予定されているんですが、具体的に今回3名の医師が採用されたわけですけども、この移転料の別表2で言うとどこの対象になっているのかお尋ねしておきたいということと、着後手当についても、5日分なのか、5夜分なのか、また2夜分なのか、その辺どういうように対象となっているのかだけ、何人の方がどういう対象なのか伺っておきたいと思います。

- ○議長(野口久之君) 伴田総務課長。
- ○総務課長(伴田邦雄君) まず「旅行する」という表現でございますけれども、確かに一般的 にそのようなとらまえ方があるかも知れませんが、いわゆる行政用語かも知れませんけれども、 旅行するということにこれは使われておりまして、それを踏襲させていただいておりますので、 ご理解を賜りたいと思います。

それから、今回医師 3 人の採用につきまして、どこに該当するかということでございますが、まずは、具体的に名前を申し上げたら一番わかりやすいかも知れませんけれども、奈良市から今回和知診療所へ赴任される方につきましては、移動距離が 9 4 キロメートルということになりまして、鉄道での算定になりますが、5 0 キロメートルから1 0 0 キロメートルに該当するということで、1 2 万 3,000円となります。扶養親族がございますので満額ということでございます。

それから、もうおひとかたは久美浜町から京丹波町病院に赴任される方ということでございますが、この方の鉄道換算の移動距離というのが149.7キロメートルということで、この表で言いますと100キロメートル以上300キロメートル未満ということになるんですが、この方につきましては単身赴任ということでございますので、15万2,000円の2分の1の7万6,000円になるということでございます。

着後手当につきましては、先ほど運用ということを申し上げましたけれども、即座に入居されたということでございますので、2日分と2夜分ということでございまして、それぞれ2万3、600円ということでございます。

なお、あとおひとかたにつきましては、通勤をされるということでございまして、通勤の場合につきましては赴任に該当いたしませんので、今回の移転料なり着後手当は支給しないということで、2名が対象となるということでございます。以上でございます。

- ○議長(野口久之君) 山田君。
- ○6番(山田 均君) もう1点伺っておきたいんですが、いわゆる赴任の際の扶養親族の関係で、1年以内に移転をするという場合に、前号の規定に該当する額となっているんですが、この確認というか、家族が後から来るということだけなのか、何か取り交わしみたいなことがあるのか、3カ月以内に家族が来るということがただ単なる口頭の話なのか、何か届をするということで、第3号に該当するということになるのか。先に本人が来て家族が後から来るということだと思うんですけども、普通なら1週間以内とかそういうことはあると思うんですが、子どもの関係で学校の途中ということもあったり、何年後ということもあろうかと思いますけれども、職員になったわけなんで、届けをするということではないのか、それに基づいて出すと

いうことではないのかどうか。家族が来たと確認して支給ということではないのかどうかとい う意味なんですけども、その点について確認の意味でお尋ねしておきます。

- ○議長(野口久之君) 伴田総務課長。
- ○総務課長(伴田邦雄君) 通常は、扶養の関係でありましたら扶養手当の申し出も当然ございますし、その辺は十分確認をして対応させていただくということになろうかと思います。以上です。
- ○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

議案第45号 京丹波町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原 案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 举手)

- ○議長(野口久之君) 挙手全員であります。 よって議案第45号は原案のとおり可決されました。
- ○議長(野口久之君) 次に、議案第46号 土地の取得についての質疑を行います。 岩田君。
- ○8番(岩田恵一君) 今回の買い戻しにつきましては、過去に取得されたいわゆる塩漬け土地と言われておる分の整理を、計画的にかつ積極的に行おうとされるということで、財政健全化の一端につながるものとして私は大いに賛同するものでございます。

そうした中で、1点には今回の買い戻しについて、なぜこの地を特定されたのか。特に利用目的が明らかになっているのかどうか。土地利用計画があるものを優先して先行取得されたのかどうかというのが1点お聞きしたいのと、それから、2点目ですけれど先般の議運の中でも一定説明を受けておったんですけども、資料の中にも事業清算分として1億1,900万円ですか、かなりの額の利子分が残ってきておるということでございまして、過去に元金のみの返済をされて、利子が利子を生んだということの中で、今回清算されるものだということでござ

いますけれども、他にそうした利子分のみが残ってきているものはないのかどうかをお尋ねしておきたいと思います。

- ○議長(野口久之君) 伴田総務課長。
- ○総務課長(伴田邦雄君) まずここの土地を買い戻すに至った経過といいますか、いずれにいたしましても当初予算の段階でご説明は申し上げましたけれども、平成27年度までに全債務を解消し、土地開発公社につきましても解散を目指していくということでございまして、計画的な買い戻しを行っていくというのがまず1点ございます。そこで優先順序をどうするかということでございますが、まず議案第46号の関係につきましては、丹波パーキング等の関係もございましたりして、そのあたりの一定計画的な土地利用も見込めるのではないかということもございまして、こちら側から優先的にさせていただこうということでございます。

また、利子だけが残ってきておるというのは、それ以外ございません。以上でございます。

- ○議長(野口久之君) 西山君。
- ○11番(西山和樹君) ひとつお伺いしておきたいんですが、この上に建物があった気がする んですけれども、表示登記は終わっておるのか。保存登記までされておるのかお聞かせ下さい。
- ○議長(野口久之君) 伴田総務課長。
- ○総務課長(伴田邦雄君) 建物が確かに残ってございますが、これにつきましては、まだ移転登記ができておりません。ただ、同意はいただいておりますので実質所有権というのはこちらにあるということで了解はいただいております。以上です。
- ○議長(野口久之君) 山田君。
- ○6番(山田 均君) 私もお尋ねをしておきたいと思うんですけども、1点は今回買い戻しによって土地開発公社に残っている金額はいくらになるのか。それから、46号の取得額と利子分を分けて事業清算分という形で明らかにしていただいているわけですが、先ほどもありましたけども、こういう塩漬け土地を買い戻していくということは、一定ひとつの方法として考えるべきだと思うんですけども、今回提案されておる利子分ですね。本来4筆の取得額に対する利子は4,490万5,698円ですので、その利子を含めた買い戻し価格としては1億4,169万2,142円というのを提案すべきではないかと。そして、事業清算分というのは別に提案すべきではないかと。ひとつになっておると取得の土地代金が9,678万6,444円に対して利子が1億6,396万3,236円となることになりますので、私は本来分けて提案するべきではないかということと、それから先ほどもありましたけれども、なぜ取得をする場合に、取得費と利子と含めて購入しなかったのかということもはっきりさせておく必要があるのではないかと。本来土地開発公社の目的からいくと、町が事業目的を持ったものを土地

開発公社に買ってもらうということになっておったわけですけれども、買った土地について造成をして、造成費とそれに伴う利子を含めて買い戻すというのが基本的な考え方だと思うんですね。こういう方法がなぜとられたのかということもわかる範囲で当時の責任者だった方もおられるわけですから、その辺は行政としても明らかにしておくべきではないかと。こういうことが今後起こらないように、こういう方法はひとつの方法として評価されるべきものなのかどうかもあるわけですけども、本来なら土地開発公社の目的や役割からいうと、今申し上げましたように買い戻しを5年以内にすると。その場合には土地代と造成費と利子を含めて買い戻すというのが基本的な考え方できておったと思うので、それがあえて利子だけ残してきたという、そこに大きな政策的な考え方があったのかわかりませんけども、その辺は明らかにしておくと、これは住民にもしっかり説明する責任があると思いますので、こういう形で分けてしっかり住民にも納得と説明ができるように私はしておくべきだと思うんですが、その点について伺っておきたいと思います。

- ○議長(野口久之君) 伴田総務課長。
- ○総務課長(伴田邦雄君) まずは、残りがいくらになるかということでございますが、今回の買い戻しを行いますと、平成24年度末で約12億5,000万円が残るだろうということでございます。平成24年度発生分の利子計算ができておりませんので推計でございますけれども、概ねそのような状況でございます。

取得分と利子分について、分けて取得というお話でございますけれども、確かに4筆分の利子のみではございませんけれども、いわゆる国道用地先行取得事業というひとつの事業といたしまして、4筆の土地とそれ以外の利子も含めて土地開発公社の簿価として残ってきておるところでございまして、最終的にはこうした形で処理をせざるを得ないということでございます。債務の整理ということでございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

本来、造成費と利子を一緒に返すべきであるということは、おっしゃるとおりかも知れませんが、これにつきましては、当時の資料というのは限られておりまして資金繰りの関係からとしか思えないということでございますが、いずれにしましても、推測の域でございまして、当時どのような協議をされてそのようになっておったのかということにつきましては、現在それを明確にお答えすることは困難でございますのでご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

- ○議長(野口久之君) 山田君。
- ○6番(山田 均君) 町長にお尋ねをしておきたいと思うんですけども、今総務課長からの答 弁もあったんですけれども、今も申し上げましたように、今回、国道先行用地として買い戻す

分については6,226平方メートルで、取得の費用が9,678万6,444円と利子が4,490万5,698円ということになっておるんですけども、それ以外の今回事業清算分として1億1,905万7,538円というのを一緒に含めて取得をすると、お金を支出するということになっておるんですが、本来なら申し上げましたように、私は当然当時の状況は詳細にわからないということでありますけれども、今の責任者として私は分けてしっかり利子分は利子分としてそれを買い戻すということになるわけですけれども、しておくべきものだと思うんですけども、町長の見解をひとつは伺っておきたいと思うんですね。いわゆる土地がなくて、利子だけ見えないものが残っておると。お金だけ残してきたということですので、本来なら全部土地について取得金額も利子もついて動いていくというのが本来の形ですので、非常にやり方としては私は間違いだと思うんですけども、いくら財政的な問題があったとしても買い戻す時の件数を減らしてでもやっていくべきだというように思いますので、その辺についての町長の見解を伺っておきたいと思います。

- ○議長(野口久之君) 寺尾町長。
- ○町長(寺尾豊爾君) 引き継ぎました国道用地先行取得事業について、この度終結させるべく 清算するわけですけれど、提案しているのは一番ベストだと考えて提案しているところであり ます。以上でございます。
- ○議長(野口久之君) 村山君。
- ○3番(村山良夫君) いろいろ出てたんですけども、平成20年の4月に行政改革大綱が出されまして、あわせて行政改革実施計画が出されています。その中の4ページのところに、町財産の有効活用と処分という項目がありまして、その中に適正な時価の把握ということがあります。これは平成20年と平成21年に検討して平成22年、平成23年で終わるという計画になっております。先ほどから出てますものと関連をするわけですけれども、正直言いまして、今回の買い戻しを事業清算の未整理分を除いたと考えましても、利息の分がほぼ半分ついているわけですから、現在の時価との格差というのはあると思います。行政改革の中で適正な価格を評価しようと言っているので、適正な価格で買い取って、残りは利息分とか先ほどから出ていますように適正でない部分だということを分離しておくことは必要だと思いますし、そのことは5カ年計画をたてられた時に十分配慮がされていないとおかしいと思います。それと、もうひとつ同じくこの5カ年計画の11ページに土地開発公社先行取得用地への対策というところに、年度発生利子の経常的な処分となっているわけです。これは、たぶん年度に発生した金利は、経常的ということは予算化をして経常的に処理をということで、これも平成20年、平成21年に検討して、平成22年からずっと自粛をするということになっているわけです。こ

れも今の実際の現状とは違うわけですけど、この辺は行政改革に取り組んでおられる姿勢というのが、特に平成20年、平成21年度に検討の段階でそういうことが十分本当にされていたのかなと、こういう行政改革のやり方があるということが頭にあった中で進んでいたのかというように疑問に思います。ただ、現在の理事者にとりましては、前の話ですのでお聞きするのは何だと思いますけれども、やはりせっかく5カ年計画をたてて行政改革をやろうといっているわけですから、それも含めて引き継いでもらって、その精神を十分に生かしていただく必要があるかと思うんですが、その辺はどのようにお考えなのか。町長にお聞きするよりは、担当課長さんのほうからどういうお考えでこうなっているのか、行政改革のことは眼中になかったのかどうかお聞きをしたいと思います。

- ○議長(野口久之君) 伴田総務課長。
- ○総務課長(伴田邦雄君) まず適正な時価の把握ということでございますが、それは勿論のことだろうと思うんですが、今回の土地開発公社の土地に関しましては、元々の先行取得の申し出というのを土地開発公社との間で契約をしておるわけでございまして、土地取得費に利子を加えた額で買い戻すというのが契約になっておりますので、これは時価で買い戻すということにはならないということでご理解を賜りたいと思います。

それから、年度発生利子の経常的な処分ということでございますが、これも推測で申し訳ございませんけれども、年間3,000万円ぐらいの利子が発生しておるということから、当然その利子を返していくよりは、その分少しでも土地を買い戻すべきだろうというように聞いておるんですが、表現としては、今議員さんおっしゃったとおり経常的処分ということになると、その分払っていくというふうにとれますので適切かなとは思うんですが、現在、行政改革的な話から申しますと、そういったことよりも一歩先をいきまして、全体の債務の解消に向けて大きく取り組んでおるということでございますのでご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

- ○議長(野口久之君) 村山君。
- ○3番(村山良夫君) 今の時価の話ですけれども、今回町財産として買い取るわけですね。これ勘定しますと2億6,000万円で計算しますと、平米4万2,000円ぐらいになります。6,226平米の分だけについて計算しても2万1,000円ぐらいになります。山林原野がこの単価というのは坪6万円を超えるわけですから、これは誰が考えても適正な時価というように思いません。そうなるとこの5カ年計画で検討されて実施するということで平成23年度に終わっているということになるわけですから、またそれを改めて検討されるということなのかどうかということと、先ほどの全体で返済している、事業化しているので、それでよいので

はないかということなんですけれども、それなら 5 カ年計画を立てる時に、こういう文言を使わない。共通の意見がこうだったんだと思うんです、単年度の発生分は単年度中に予算化して処理をする、先ほどおっしゃったように 3 , 0 0 0 万円は一般会計から繰り入れ、その分ができないなら利息返済分として基金を作って毎年積み立てて行っていたら、この1億いくらが残っていることはないわけですから、そういう経理処理等は十分配慮がされるべきだと思うんですけれども、その辺は何かどんぶり勘定みたいな話で非常に経理処理について不安を感じるんですけれども、その辺はいかがですか。

- ○議長(野口久之君) 伴田総務課長。
- ○総務課長(伴田邦雄君) 時価の評価ということにつきましては、いわゆる町財産としてはそういった評価をしていくというのは大変重要だと思いますが、先ほど申しましたとおり、この買い戻しに関しましては、あくまで土地開発公社との委託契約といいますか、そういったものについて買い戻しをしますので、それの契約の履行ということでございますので、利子が高くなって簿価が上がってきておりますのは事実でございますが、そこはご理解をいただきたいと思います。

あと、基金等を例えば3,000万円なら積んでということでございますが、先ほども申しましたとおり、当時はそういう年度の3,000万円というのが念頭にあったと思うんですが、土地開発公社の債務の全部の解消に向けて大きくもっと基金に積みまして先行取得用地の活用対策基金に剰余金等を優先的に組んで、そういったことで債務の解消を図っていこうとしておりますのでご理解をいただきたいと思います。

- ○議長(野口久之君) 村山君。
- ○3番(村山良夫君) 誤解をされているようですので、申し上げておきますけれども、先行投資している公社の借金、債務保証分を解消される、減少させるということについては、私はもろ手を挙げて賛成でございます。ただ、問題なのは、寺尾町政が始まってから起きた問題と、そうでないものを区別しておかないと極端に言えば今回もバイパスの関係でいくらか使うということになりますと、バイパスの地域の振興の拠点として、言ってみたら寺尾町政の最大の目玉でありますし、私もこれは百年の計として絶対やらなくてはならないことだと思うんです。ただ、その中に今申し上げましたように前の清算分1億2,000万円ほど入って事業として計画をされるということになったとしたら、あまりにもその部分まで一緒にバイパス事業に問題があるというように批判される要素になりますので、その辺は先ほども出ていましたように、なぜ土地開発公社の部分が時価と跳ね返っているかということは、一般町民の人に何らかの方法で具体的に情報公開をして知っていただいた上で取り組まないと問題があると思います。前

にも質問いたしましたとおり、須知公園がその大きな例だと思います。あれは8億7,000万円でいかかっているわけですけれども、実際的にはあの土地代が4億5、6,000万円になっているわけです。町民の方に聞いて、あれいくらかかってるかわかるかと聞いたら、ほとんどの人が2、3億円ぐらいなことをおっしゃってます。それが常識だと思います。それが3倍近くになっているというのは、これも完成したのは寺尾町政になってからですから、なぜあんな公園に9億円近いお金を投入したんだと批判になりますので、やはり行政の責任者としては全部負の部分も引き継いでやられるというご意思は非常に尊いものだとは思うんですけれども、その辺はちゃんと区分をしておかないと町民の目に誤解を生んだら非常に気の毒だと思うわけです。そういう意味ででも情報公開をもっとちゃんとして問題は問題として報告をして、了解を得た上で新しい事業を積み立てていくということが非常に大事ではないかと思うんです。そういう意味で今回このことを急がれないなら全体の問題としてもう一度約17億円残っている分も全体を考えてやられたほうが私はいいのではないかと思います。その辺についてはいかが町長お考えですか。

- ○議長(野口久之君) 寺尾町長。
- ○町長(寺尾豊爾君) いろいろ質問受けております。事業会計を守ってきた寺尾としてもおっしゃっていること 100パーセントそのとおりだという認識でおるんですが、なんせ行政をつかさどっておりますと、こうした提案がベストだなという思いでいることだけ答弁しておきます。
- ○議長(野口久之君) 東君。
- 〇7番(東まさ子君) 1点だけお聞きしておきます。今回事業清算分として1億1,900万円余り利子分があがっているわけですが、この国道用地について全て事業化されているのか、それとも、1億1,900万円余りの利子に相当する分は町有地として残っているのかどうか、その点についてお聞きします。
- ○議長(野口久之君) 伴田総務課長。
- ○総務課長(伴田邦雄君) 基本的には買い戻しが済んでおりますので、国道用地の敷地になっておるということでございますが、ただ、元々の土地取得につきましては一筆買いをしたりしておりますので、全部が全部道路に敷けているかということにつきましては、必ずしもそうではないということで、若干の残地部分はあろうと思います。以上です。
- ○議長(野口久之君) 東君。
- ○7番(東まさ子君) 国道用地として事業化がされているのであれば、これだけの利子が残っているということは少しおかしいのではないかなと思いますが、その点について課長はどのよ

うに思われますか。

- ○議長(野口久之君) 伴田総務課長。
- ○総務課長(伴田邦雄君) その点につきましては、いわゆる資金繰りの関係からとしか推測できないということでございます。以上です。
- ○議長(野口久之君) 山田君。
- ○6番(山田 均君) 町長にもう1点伺っておきたいと思うんですけれども、今総務課長からも本来土地開発公社の関係でいくと、土地代と利子を含めて買い戻すというのが契約の内容なんだということであったわけですが、今もありましたように、資金繰りの関係と想定されるということなんですけれども、利子分だけ残ってきたということなんですが、利子が元金になりますので、利子が利子を生むということになってきておるんですが、寺尾町長は京丹波町長と同時に土地開発公社の役員でもあると思うんですね。今貯金すれば本当に利子なんてつくかつかないかの状態なんで、銀行からすれば、こんなうまい話はないと思うんですね。貸し付けた金額以外に利子だけがこれだけ銀行としては入ってくるわけなんで。やはり土地開発公社として、また土地開発公社の役員として、また京丹波町長としてこの利子分について、銀行と交渉してもっとまけさすというか、そういうことも必要ではないかと思うんですけれども、町長はどういうように考えておられるのか、そういう意思はあるのかどうか伺っておきたいと思います。
- ○議長(野口久之君) 寺尾町長。
- ○町長(寺尾豊爾君) そういう努力をしてまいりました。わずかですけれど引き下がったというふうに思っております。
- ○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○6番(山田 均君) 提案になっております議案第46号 土地の取得について、反対の立場から討論を行います。土地開発公社は、地方公共団体が地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地などの取得及び造成、その他の管理などを行わせるため、単独でまたは、他の地方公共団体と共同して設立することができるということから、1973年、昭和48年に船井・北桑田地区土地開発公社として設立をされ、経済成長による地価上昇を前提に旧町の債務保証を受けて金融機関の融資で公共事業用地を先行取得してまいりました。

平成23年3月に議会の総務常任委員会が先行取得用地の利活用に関する提言を町長に提出

しておりますが、利子が利子を生んでいる極めて厳しい状況であり、先行取得用地の事業化な どについて十分見極めるべきであったと指摘をして用地の買い戻しと効果ある事業に着手する ことを提言しております。塩漬けといわれる土地の解消のために、町が買い戻すことは必要と 考えますが、今回提案されております議案第46号は、国道先行取得事業、曽根地内で取得し た4筆で、6,226平米、取得額が9,678万6,444円となっています。しかし、国 道先行取得事業で取得した4筆の利子がこれでみれば1億6,396万3,236円となって おります。質疑でも明らかになったように、資料も出されておりますが、この利子分の中には これまで買い戻した時には、土地代しか支払わずに利子は買い戻さず土地開発公社の借入金と して残ったということでございます。本来、提案されている6,226平米の取得費と6,2 26平米の利子分の合計額を土地取得として提案すべきと考えます。これまでに土地だけ買い 戻した分の利子分だけ買い戻すように、別の議案として提案すべきと考えます。そして、何よ りも必要なことは、行政がいろんな名目であれ、結局は経済成長による地価上昇を前提にして 土地をいたるところに、しかも確実な事業計画も持たずに購入してきた土地が多くあります。 政治責任は厳しく問われなければなりません。当時の責任者はいないわけでありますが、本当 にそういう問題が厳しく問われていると思います。更に、土地だけ買い戻し、利子分は買い戻 さなかった理由も明らかにしておくべきです。町民に事実に基づいて経過や責任の所在などを 明らかにしておく責任があると考えます。二度とこんな責任の持てない行政運営をすべきでは ありません。今後の教訓にすべきです。そして住民に報告する責任があると思います。報告が なければ住民の納得は得られない、このことを指摘して反対討論といたします。

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

議案第46号 土地の取得について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 举手)

- ○議長(野口久之君) 挙手多数であります。 よって議案第46号は原案のとおり可決されました。
- ○議長(野口久之君) 次に、議案第47号 土地の取得についての質疑を行います。 山田君。
- ○6番(山田 均君) 46号の時にもでておったわけでございますけれども、今回買い戻す面

積としては相当な広い面積でございますし、当初のここの目的としては、住宅団地という形で 当時計画をされて、国道の残土を受け入れたりされてきた経過があるわけでございますけれど も、非常に広範な土地で、そしてまた段差も若干あるわけでございますけれども、地元との協 議をされておるということも聞いたわけでございますけれども、跡地利用については何年後ぐ らいを目途に一定の計画を立てるというように考えておられるのか伺っておきたいと思います。

- ○議長(野口久之君) 十倉土木建築課長。
- ○土木建築課長(十倉隆英君) 目途といいますか、現在跡地利用を検討しているところでございまして、その計画によって事業化できる場合は年度計画のほうも立てていきたいと考えておりまして、今の状態で長く置くことはできないという認識で跡地の計画を検討しているところでございます。以上です。
- ○議長(野口久之君) 山田君。
- ○6番(山田 均君) 町長に伺っておきたいと思うんですけれども、今回この大倉ヒヨ谷の買い戻しと、これまで買い戻しておるものもありますし、今後平成27年までに全て買い戻すという計画になっておるんですけれども、この大倉の場合は地元と町と合わせて一緒に跡地利用を検討しているということでございますけれども、もう少し広く町内の方とか含めていろんな知恵を持っておられる方もあろうと思うので、公共用地の活用法について、そういったものを設けていろんな知恵を借りる、そういうような提案を受け入れるようなことはお考えないのか、またインターネットなども活用してそういったものも募集するということもひとつの方法かと思いますけれども、その辺についてどういうお考えなのか伺っておきたいと思います。
- ○議長(野口久之君) 寺尾町長。
- 〇町長(寺尾豊爾君) そういう方法も全部活用したらよいと思います。
- ○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

議案第47号 土地の取得について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 举手)

- ○議長(野口久之君) 挙手全員であります。 よって議案第47号は原案のとおり可決されました。
- ○議長(野口久之君) 以上で本日の議事日程並びに本臨時会に付議された事件はすべて終了しました。

よって、本日の会議を閉じ、平成24年第2回京丹波町議会臨時会はこれをもって閉会いたします。

ご苦労様でございました。

午前10時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議 長 野口 久之

署名議員 岩田 恵一